ＳＡＮＥＩ株式会社　定款

昭和３５年１２月２１日　会社設立

平成２３年　５月３０日　改　　正
平成２３年１２月１２日　改　　正
平成２５年　７月　８日　改　　正
平成２７年　７月　１日　改　　正
平成２９年　６月２６日　改　　正
平成３０年　４月　１日　改　　正
平成３０年　６月２５日　改　　正
令和　元年　６月２４日　改　　正
令和　元年　８月１９日　改　　正
令和　２年　１月　２日　改　　正
令和　２年　２月１２日　改　　正
令和　２年　６月２９日　改　　正
令和　２年１０月１９日　改　　正
令和　４年　６月２８日　改　　正
令和　５年　３月　１日　改　　正

ＳＡＮＥＩ株式会社　定款

第　１　章　　総則

（商号）

第　１　条　当会社は、ＳＡＮＥＩ株式会社　と称する。

英文では、ＳＡＮＥＩ　ＬＴＤ．と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営む事を目的とする。

１．給排水器具の製造及び加工業

２．給排水器具の売買及び卸売業

３．水道設備に附帯する一切の工事業

４．前各号に係る保守、修理、サービス業

５．キッチン、バス、トイレ用の日用雑貨品の製造及び販売

６．園芸用品及び肥料の販売

７．水道機材の輸出入

８．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を　大阪市　に置く。

（公告の方法）

第　４　条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第　２　章　　株式

（発行可能株式総数）

第　５　条　当会社の発行可能株式総数は、７８４万株とする。

（自己株式の取得）

第　６　条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　７　条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第　８　条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．取得請求権付株式の取得を請求する権利

３．募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第　９　条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

（株式取扱規則）

第　10　条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第　11　条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

２　前項のほか、株主として権利を行使すべき者を確定するために必要がある場合は、予め公告をして基準日を定めることができる。

第　３　章　　株主総会

（招集）

第　12　条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）

第　13　条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第　14　条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第　15　条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第　16　条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなればならない。

（議事録）

第　17　条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第　４　章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第　18　条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第　19　条　当会社の取締役は１２名以内とする。

（取締役の選任）

第　20　条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第　21　条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第　22　条　代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、取締役社長を１名選任し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第　23　条　取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第　24　条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第　25　条　取締役会の決議は、取締役の３分の２以上が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第　26　条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第　27　条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第　28　条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会におい

て定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第　29　条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第　30　条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　5　章　　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第　31　条　当会社は監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第　32　条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任）

第　33　条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第　34　条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第　35　条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第　36　条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただ

し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第　37　条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第　38　条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規則）

第　39　条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の報酬等）

第　40　条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第　41　条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（補欠監査役）

第　42　条　当会社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任する。

２　補欠監査役の選任決議の定足数は、第３３条の規定を準用する。

３　第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

４　補欠監査役の選任の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第　6　章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第　43　条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第　44　条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第　45　条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第　46　条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第　7　章　　計算

（事業年度）

第　47　条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（期末配当金）

第　48　条　当会社は、取締役会の決議によって毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載された株主又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

（中間配当金）

第　49　条　当会社は、取締役会決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載された株主又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第　50　条　期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。